

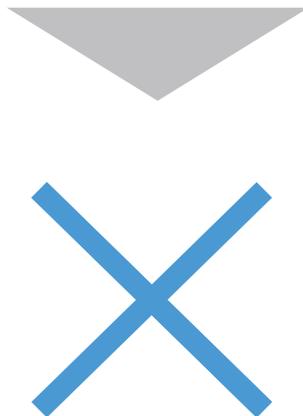
## 行事参加(二次会込みの参加費)



A医院より、職員とMRとの懇親を兼ねた忘年会開催の案内状をいただきました。案内状には、参加費2万円(二次会費込み)となっています。弊社は、一次会のみ参加しようと考えていますが、参加費2万円を支払ってもよいでしょうか。



回答



**一次会の参加のみで、2万円(二次会込み)の参加費を支払って参加することはできません。**

出席しない二次会の費用負担は「実費相当額を超える参加費」とみなされ、規約で制限されます。「参加費に二次会の費用を含んでいることから、別途一次会と二次会の場所、費用を明記した案内状を作成していただき、一次会の金額が実費相当であると確認できれば、一次会の参加費を支払って参加することができます。

### 解説

#### 参加費の考え方

1. 案内状等により参加費の妥当性を確認すること  
実費相当額であれば本来景品類に当たらない
2. 院内・社内ルールで許容されていること
3. 名目的でなく実質的な参加であること
4. 領収書を入手すること

#### <参考>案内状等からの 可否判断ポイント

- 主催者は…○○病院○○科
- 行事の内容は…忘年会
- 期日は…○○年○○月○○日
- 場所は…○○ホテル
- 会費は…○○円(実費相当額)